

☆ ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業 ☆

○ 事業の内容

認可保育所に申込みを行ったのに入所できなかったひとり親家庭に対して、認可外保育施設利用料の全部又は一部を減免します。

○ 対象要件

(対象者) ※ 下記①～③全ての要件を満たすこと

- ① 児童扶養手当受給者又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者
- ② 糸満市において、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給認定を受けた子どもの保護者（保護者の就労・疾病等の理由により保育が必要な保護者）
- ③ ②の子どものうち、認可保育所の利用申し込みをしているが、定員に空きがない等の理由で利用しておらず、認可外保育施設を利用している子どもの保護者

(対象施設)

- ・ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する届出がされた認可外保育施設



認可保育所の利用申し込みをしていることが条件です！

○ 利用料減免額

(減免額の算定方法)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{減免額（月額）} \\ \text{（※1）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{認可外保育施設の} \\ \text{利用料（月額）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{利用者負担額} \\ \text{（月額）（※2）} \\ \hline \end{array}$$

※1 減 免 額（月額）： 子ども1人あたり「上限 **26,000円**」

※2 利用者負担額（月額）： 認可保育所を利用した場合に保護者が負担する保育料
(保護者の申請に基づき、市が算出)



○ 提出書類

- ① **様式第1号**（糸満市ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書）
- ② **支給認定証**（糸満市発行）の写し
- ③ 「児童扶養手当受給者証」又は「母子及び父子家庭等医療費助成受給者証」の写し
- ④ **様式第2号**（糸満市ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業利用証明書）

※ 認可外保育施設作成・下記資料も添付すること

子どもの年齢別利用料月額とその明細が分かる資料（利用契約書写し・しおり・パンフレット等）

○ 対象期間

- ・ 平成27年10月～（申請月の翌月から補助対象となります）

○ その他

※ 申請後、市外へ転出した場合や対象要件に該当しなくなった場合は、速やかに糸満市保育こども園課まで届け出てください。

様式第5号（糸満市ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業利用資格喪失届書）

糸満市保育こども
園課
☎ 840-8131